

平成21年第8回那須烏山市議会臨時会（第1日）

平成21年11月24日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時50分

◎出席議員（18名）

2番	渡 辺 健 寿 君	3番	久保居 光一郎 君
4番	高 徳 正 治 君	5番	五味渕 博 君
6番	沼 田 邦 彦 君	7番	佐 藤 昇 市 君
8番	佐 藤 雄次郎 君	9番	野 木 勝 君
10番	大 橋 洋 一 君	12番	大 野 曄 君
13番	平 山 進 君	14番	水 上 正 治 君
15番	小 森 幸 雄 君	16番	平 塚 英 教 君
17番	中 山 五 男 君	18番	樋 山 隆四郎 君
19番	滝 田 志 孝 君	20番	高 田 悦 男 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大 谷 範 雄 君
副市長	石 川 英 雄 君
教育長	池 澤 進 君
会計管理者兼会計課長	斎 藤 雅 男 君
福祉事務所長兼健康福祉課長	斎 藤 照 雄 君
総合政策課長	国 井 豊 君
総務課長	木 村 喜 一 君
総務課課長（危機管理担当）	平 山 孝 夫 君
税務課長	羽 石 浩 之 君
市民課長	高 橋 博 君
こども課長	堀 江 久 雄 君
農政課長	荻野目 茂 君
商工観光課長	鈴 木 重 男 君
環境課長	小 川 祥 一 君

上下水道課長

栗 野 育 夫 君

学校教育課長

駒 場 不二夫 君

生涯学習課長

鈴 木 傑 君

◎事務局職員出席者

事務局長

澤 村 俊 夫

書 記

藤 田 元 子

書 記

佐 藤 博 樹

○議事日程

日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）

日程 第 2 会期の決定について（議長提出）

日程 第 3 議案第1号 那須烏山市長等の給料の減額に関する条例の一部改正について（市長提出）

日程 第 4 議案第2号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時00分開会〕

○議長（水上正治君） おはようございます。ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、平成21年第8回那須烏山市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日の臨時会にあたり、本日午前9時より議会運営委員会を開き、その決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願いします。

◎市長あいさつ

○議長（水上正治君） ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

平成21年第8回那須烏山市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、私こと、11月1日、那須烏山市長選挙におきまして当選をさせていただきました。6日より2期目の市政をスタートさせていただいております。今後ともご指導、ご鞭撻賜りますようよろしくお願いを申し上げます。なお、2期目所信につきましては、12月定例会で述べさせていただきます。

さて、本日の臨時会は、市長等の給料の減額に関する条例及び職員給与条例等の一部改正についての議案2件につきまして、上程をさせていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（水上正治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（水上正治君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

15番 小森幸雄君

16番 平塚英教君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（水上正治君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 那須烏山市長等の給料の減額に関する条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第3 議案第1号 那須烏山市長等の給料の減額に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明をお願いします。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市長、副市長及び教育長の給料について、平成21年12月1日から平成25年11月5日まで、それぞれ10%、7%、5%の割合により減額を行うため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは、ただいま上程いたしました那須烏山市長等の給料の減額に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。本条例につきましては、行財政改革の推進を図る市長以下四役の決意を示すものとして、平成18年3月議会において議決

をいただきました。平成18年4月分の給料から、市長が5%、助役、収入役が3%、教育長が2%の割合により減額することとして制定したものでございます。

この減額の割合につきましては、平成19年4月分の給料から市長が10%、副市長、収入役が7%、教育長が5%と引き下げる改正を経まして、その間、会計管理者制度に移行して収入役は除外されましたが、市長以下三役の決意を示す条例として現在に至っているところでございます。

今回のこの減額期間につきましては市長の任期の期間としておりましたので、前任期の末日であります平成21年11月5日までとなっていたところでございます。本改正につきましては、このたび市長が2期目のスタートを切るにあたりまして、厳しい財政事情の中、行財政改革の継続を図る決意を示すため、平成21年12月分の給料より従来の減額割合により、新たな任期の末日であります平成25年11月5日まで減額を継続することとするものであります。

また、今回の改正を契機にいたしまして、市長、副市長及び教育長の給料の減額に関する条例でございますので、このことを明確にするため、題名を那須烏山市長、副市長及び教育長の給料の減額に関する条例と改めることといたしました。施行日につきましては、公布の日から施行することとするものでございます。

以上で説明を終わりといたします。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第1号の市長等の給料の減額に関する条例の一部改正についてであります。平成19年12月から10%、7%、5%ということで進めてきたものを、今度市長改選に伴って、さらにこれを引き続いて平成25年11月5日まで延長したいということであります。この10%、7%、5%に伴って、年額どのぐらいの減額になるのか。それぞれと総額についてご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 説明申し上げます。市長は現在、条例上の給料は75万円ですが、10%削減しますと67万5,000円という数字になります。年間ベースでいきますと90万円の減額になります。副市長につきましては61万円ですが、これを7%減額いたしますと56万7,300円となります。通年ベースでいきますと51万円2,400円の減額になります。教育長につきましては56万円でございますが、これを5%削減いたしますと53万2,000円になります。年間ベースで33万6,000円の減額となります。三役合わせますと年間174万8,400円の減額になります。

以上でございます。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第2号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（水上正治君） 次に、日程第4 議案第2号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてを議題とします。

本案についての提案理由についての説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年8月の人事院勧告により、国家公務員の本年の給与について、月例給並びに期末、勤勉手当の引き下げなどの勧告がなされたことに伴いまして、市職員の給料、住居

手当及び期末、勤勉手当並びに市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当について、当該人事院勧告に伴う法改正に準じた引き下げ措置を講ずることとするために、関係条例について所要の改正を行うものであります。また、今回の改正にあわせまして、市長、副市長及び教育長の給与支給の取り扱いについて規定の整備を行い、その適正化を図るものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは、那須烏山市職員給与条例等の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本年、平成21年8月11日付の人事院勧告につきましては、本年の厳しい経済、雇用情勢等が民間の給与に反映されたことを受けまして、公務員と民間の給与比較において月給、ボーナスのいずれも公務員が民間を上回っていることが明らかにされております。

このため、月給につきましては、給料表の引き下げ改定を行うとともに、自宅にかかる住居手当の廃止を行うこととし、また、ボーナスである期末、勤勉手当につきましても、年間で0.35月分引き下げるという厳しい内容の勧告がされております。

政府におきましては、この人事院勧告を受け、勧告どおりの取り扱いとする方針のもと、一般職給与法改正法案などの関連法案を今国会に提出しております。また、栃木県人事委員会におきましても、今回の人事院の勧告に準じまして10月14日付で同様の措置を講ずる旨、県議会議長と県知事あてに勧告しております。

本改正につきましては、これらの国、県の動向を総合的に踏まえまして、市職員の給料表の引き下げ改定と、自宅にかかる住宅手当の廃止を行うとともに、市職員及び教育長に支給する12月分の期末、勤勉手当を0.15月引き下げ、また、特別職であります市長及び副市長並びに市議会の議員の皆様方の期末手当につきましても、市職員の取り扱いに準じまして0.1月分引き下げることといたすものでございます。

なお、冒頭で年間0.35月分引き下げるというふうに申し上げましたが、本年度につきましては6月期の期末、勤勉手当について、既に0.2月分を凍結して支給しているため、これを差し引いた0.15月分を12月期の期末、勤勉手当で引き下げ、年間で0.35月分の引き下げを行うものでございます。

また、特別職につきましては、6月期の0.15月分の凍結と合わせまして、年間で0.25月分の引き下げとさせていただきたいと存じます。

本案の那須烏山市職員給与条例等の一部改正は、これらの引き下げ措置を講ずることをメイ

ンといたしまして、これにあわせて市長、副市長及び教育長の給与支給の取り扱いについて、その適正化を図るため、所要の規定の整備を行うため、関係条例について条ごとに改正を行おうとするものであります。

それでは、具体的な改正内容をご説明申し上げます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。まず、第1条的那須烏山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、最初の第9条の2第1項の改正につきましては、市職員の自宅にかかる住居手当を廃止するものでございます。この自宅にかかる住居手当は、住宅を新築したり、または購入した場合に、その後5年間、月額2,500円を支給していたものですが、これを12月支給分から廃止するものでございます。

続きまして、中段の下ほどから始まる第17条の改正でございますけれども、この改正につきましては、市職員の12月期の期末手当を引き下げる改正でありまして、まず、一般職員の期末手当の支給割合が100分の160のところ、0.1月分引き下げまして、100分の150となります。また、主幹以上の特定幹部職員の支給割合につきましては、100分の140のところ、0.15月分引き下げまして100分の125となります。

次の同条第3項の改正部分は、再任用職員の期末手当の支給割合の改正になりまして、一般職の職員の支給割合が100分160から100分の150となるのに対しまして、再任用の一般職員の支給割合を100分の85から100分の80に、特定幹部職員の支給割合が100分の140から100分の125となるのに対しまして、再任用の特定幹部職員の支給割合を100分の75から100分の70に引き下げる読みかえの改正を行うものであります。

続いて、一番下の段になりますが、第17条の4第2項の改正につきましては、勤勉手当を引き下げる改正であります。なお、12月期の勤勉手当の引き下げにつきましては、一般職員のみが対象となります。この一般職員の勤勉手当の支給割合を100分の75から100分の70に引き下げるものであります。

続いて、別表の改正であります。次ページをお開きいただきたいと思います。別表のほうでは、市職員の給料表を定めておりまして、今回の改正では、若年層の部分であります1級から3級の一部を除きまして、ほぼすべての階層で平均0.2%の割合により引き下げ改定を行うことといたしておりますので、全面的に給料表を改めることになります。この全面改定後の給料表が5ページまで続きます。なお、この全面改訂後の給料表は12月分の給料より適用することとなります。

続いて6ページをお開きいただきたいと思います。第2条による改正であります。ここでは、第1条同様の那須烏山市職員給与条例の一部改正になります。この第2条においては、第1条において改正いたしました今回の12月期の期末、勤勉手当の支給割合をもとに、平成22年

度以降の期末、勤勉手当の支給割合を再度設定するものでありまして、したがって、第2条構成により、分けて改正する手法をとっております。

では、具体的な改正内容ですが、第17条の改正につきましては、市職員の平成22年度以降の期末手当についての改正でありまして、まず、一般職の職員の6月期の支給割合を100分の140から100分の125にいたします。なお、一般職員の12月期の支給割合につきましては、第1条において改正いたしました100分の150をそのまま適用いたしますので、今回の改正範囲には入っておりません。

続いて、特定幹部職員の6月期の支給割合を100分の120から100分の105に、12月期の支給割合を100分の125から100分の130にするものであります。

次の同条第3項の改正部分につきましては、再任用職員の期末手当の支給割合でございます。一般職員の6月期の支給割合が100分の140から100分の125になるのに対しまして、再任用の一般職員の支給割合を100分の75から100分の65に、また、12月の支給割合を100分の80から100分の85にし、続いて特定幹部職員の6月期の支給割合が100分の120から100分の105となるのに対しまして、再任用の特定幹部職員の支給割合を100分の65から100分の55に、また、特定幹部職員の12月期の支給割合が100分の125から100分の130となるのに対しまして、再任用の特定幹部職員の支給割合を100分の70から100分の75となるよう読み替え規定の改正を行うものでございます。

続いて、第17条の4第2項の改正につきましては、平成22年度以降の勤勉手当についての改正でありまして、一般職員の支給割合につきましては、第1条にて改正いたしました100分の70をそのまま適用しますので、今回の改正範囲には入っておりません。

特定幹部職員の支給割合を100分の95から100分の90にし、次の同項第2号の改正部分は、再任用職員の勤勉手当の支給割合になりまして、これまで6月と12月で異なっていた支給割合を統一するものでありまして、改正後は再任用の一般職員については100分の35と、また再任用の特定幹部職員については、100分の45となるものであります。

以上が市職員にかかわる引き下げ改定の内容であります。

続いて、第3条の那須烏山市長等給与及び旅費条例の一部改正についてであります。本改正につきましては、市長及び副市長の期末手当の支給割合の引き下げ改定が主な内容であります。今回の改正にあわせまして、市長及び副市長の給与支給の取り扱いについて、その適正化を図るため、所要の規定の整備を行うこととしております。

では、具体的な改正内容でございますが、まず初めに、題名の改正についてであります。本条例につきましては、もともと市長、副市長、収入役を対象とした条例であったことから、市

長等という表現にしておりましたが、会計管理者制への移行により、収入役が除外されたため、今回の改正を契機に市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例であることをより明確にするため、題名を那須烏山市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例と改めるものであります。

この題名の改正の後に続く改正は、これに関連した所要の規定の整備になりますが、特に、下段の部分、給与の種類といたしまして第2条を追加することとしていますが、これはこの条例により支給する市長及び副市長の給与の種類を給料、通勤手当及び期末手当であることを明確にするために新設するものでございます。

なお、「この条例により」としている意味は、この中に本来支給すべき退職手当が含まれておりません。退職手当につきましては県内の市町で構成いたします栃木県市町村総合事務組合において取り扱われており、その総合事務組合の「特別職の職員の退職手当に関する条例」により支給されておりますので、そのことを踏まえたものであります。

また、改正の柱であります期末手当の支給割合の引き下げ部分につきましては、中段の下ほどから始まる第4条の改正の中にありまして、6月期の支給割合を100分の160から100分の145にし、12月の支給割合を100分の175から100分の165に改めるものであります。

続いて7ページをお開きいただきたいと思います。第4条の那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございます。本改正につきましては、議員の皆さんの期末手当の支給割合を引き下げる改正であります。この引き下げ割合につきましては、市長及び副市長と同様でございまして、6月期の支給割合を100分の160から100分145にし、12月期の支給割合を100分の175から100分の165に改めるものであります。

続いて第5条の那須烏山市教育長給与等条例の一部改正についてでございます。本改正につきましては、市長及び副市長の給与支給の取り扱いの適正化を図るための規定の整備にあわせまして、教育長の給与支給の取り扱いについても同様に適正化を図るために規定の整備を行うものでございます。

具体的な内容でございますが、まず初めに、題名の改正についてでございます。本条例につきましては教育公務員特例法という法律によりまして、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件を定めることが求められておりまして、そのことを定める条例であることをより明確にするため、題名を那須烏山市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例と改めるものでございます。

続きまして第2条の改正でございますが、主要な規定の整備を図るとともに、教育長に支給する期末、勤勉手当の算出方法につきまして明確に規定化することにより、その支給の適正化

を図るものであります。

また、第3条、第4条の改正につきましては、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定例にあわせまして、所要の規定の整備を行うものであります。

第6条的那須烏山市技能労務職員給与条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、市職員のうち技能労務職員に対して適用される給与に関する条例でございます。本改正の主な内容は、市職員の給与条例の改正と同様に、自宅にかかる月額2,500円の住居手当について、これを12月支給分から廃止するものでございます。

続いて8ページをお開きいただきます。第7条的那須烏山市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。本改正につきましては、平成18年3月に市職員給与条例を改正した際の附則に設けられております経過措置の適用につきまして、今回の給料表の減額改定に伴い所要の調整を図るためのものでございます。

具体的な内容でございますが、平成18年3月の給与条例の改正では、給与制度の大幅な改正によりまして、給料表についても全面的な改正が行われたところでございます。その新しい給料表に移行する際に、給料月額が従前の給料表による給料月額より下がってしまう職員に対しましては、所要の差額を補てんする現給補償措置がとられておりまして、その措置を定めたのがこの附則第7項の経過措置でございます。

この現給補償につきましては、現在も対象職員がいることから、今回の給料表の減額改定により、その対象職員の現給補償されている給料月額も減額する必要がありますので、その現給補償されている給料月額に100分の99.76を乗じて得た額をその対象職員の給料月額となるよう、所要の調整を図ろうというのが本改正の内容であります。

続いて附則に移りますが、施行日につきましては給料表の改定や自宅にかかわる住居手当の廃止関係につきましては、11月分までは従前の内容により支給し、12月分から施行させる必要がありますので、その部分については12月1日から施行することといたします。

12月の期末、勤勉手当の支給割合の改正や市長、副市長及び教育長の給与支給の適正化を図る部分につきましては、速やかに施行させる必要がございますので、公布の日から施行することとし、また、平成22年度以降の期末、勤勉手当の支給割合にかかる改正につきましては、平成22年4月1日施行とするものでございます。

続いて経過措置についてでございますが、附則第2項につきましては、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置ということで、今回の改正では減額後の給料表については4月分からの遡及改定は行わず、12月分からの適用としていただいておりますが、人事院勧告によりますと、公務員と民間の給与は4月時点で比較して均衡を図ることが基本であるとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施日の前日までの期

間にかかわる公務員と民間の格差相当分を解消するため、所要の調整を行うことが情勢適用の原則にもかなうものとしており、給料表の減額改定の対象となった減額改定対象職員の4月分から11月分までの公民格差相当分を、12月期の期末手当で減額調整しようとするものでございます。

具体的に申し上げますと、給料表の減額改定の対象となった減額改定対象職員に支給される12月期の期末手当の額から、減額改定対象職員に支給された4月分の給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額を基準に、4月1日から11月までの月数である8月を乗じて得た額と、ことし6月期に支給された期末、勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額を合わせて差し引くというものでございます。

なお、実際の効果といたしましては、4月分から遡及改定をした場合と同様の効果を生み出すこととなりますが、不利益不遡及の原則を考慮した論法上の手法としてこの特別措置をとるものとしたものでございます。

以上で那須烏山市職員給与条例等の一部改正に関する補足説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 本年8月21日付の人事院勧告に基づく期末、勤勉手当の改悪と言ったらいいんですかね、そういう問題に関連していろいろ改正があるわけでありますけれども、今提案されたものは非常に幅広く細部にわたる説明で、1回聞いただけではとても納得できるような内容ではありませんが、私が聞いた範囲内で質問させていただきます。

とりあえず主な改正点のポイントとしましては、新築住宅にかかる住居手当の廃止ということでございますが、これは先ほどの説明では、対象者に月額2,500円支給していたということですが、これまで職員は何人該当があったのか。さらに、今回の期末、勤勉手当の引き下げということで、年額で0.35月マイナスということですが、総額では幾らのカットになるのか。

さらに、給与月額引き下げということでございまして、先ほどの説明では1級、2級、3級のいわゆる若年層の職員については除くというような説明であったと思うんですが、それ以外は0.2%給与そのものをカットするということですが、これは4月にさかのぼってやられるのか。それとも、12月からというふうな考え方でいいのか、ご説明いただきたい。

したがって、1級から7級まであるんですけれども、本市の職員につきましては1級、2級、3級、4級、5級、6級、7級の区分について、それぞれ何人ずつ職員がこれにいるのか。さらには、そのほかに再任用職員、特定幹部職員、特定幹部の再任用職員、それぞれ何人いるの

かをご説明いただきたいと思います。

最後に、条例改正がいっぱいあってよくわからないんですが、減額改定対象職員というのがあるんですかね。これについては、給与引き下げに伴って現給補償措置というものが設けられるというような説明であったかと思うんですけども、それも12月期の期末、勤勉手当の支給に伴ってその差額分を補償するということでありますが、その対象職員というのは何人いるのか。そして、それは今年度から現給補償措置というものがやられるというようなことで理解していいのかどうか。

その辺についてのご説明を、本当は単にこの条例改正案だけぽんと出して口頭で説明するのではなくて、これに必要なこういうものがこういうふうに改定になりますよと、細かな説明参考資料を添付していただくと、我々議員としてはより納得できるかなというふうに思っているんですが、それが無いのが残念ですということを申し上げまして、第1回目の質問といたします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 随分数の多い項目を質問されていますので、もし間違ったらご容赦いただきたいと思います。まず、住居手当の廃止、いわゆる月額2,500円の関係でございます。この対象職員は19名でございます。

住居手当の対象につきましては、貸家、アパート等に入っている部分にも住居手当が支給されておりますが、今回はあくまでも持ち家の部分について廃止になるということでございます。

それから、期末勤勉手当0.35月分の減額による総額は幾らになるかということでございますが、職員の給料表も減額になりますので、その合わせた数字で言いますけれども、3,900万円が年間ベースで減額というふうになります。

給料表の改定でございますが、先ほども説明申し上げましたように、基本的には12月分の給料表から改定になりますが、人事院勧告につきましては先ほど言いましたように、4月段階での民間と公務員の格差というようなことになっておりますので、その分を12月の期末勤勉手当の支給の中から差し引くというようなことを言いましたので、結果的には4月分からの給与改定というような形になります。

級別職員数でございますが、1級が16人で、16人は先ほど言いましたように給料表改定にならない部分がございますので、この16人は減額改定はございません。2級24人、このうち19人が減額改定でございます。3級116人、全員が減額改定になります。4級58人、全員が減額改定の対象職員でございます。5級32名、こちらも全員が減額改定になります。6級16名、こちらも減額改定になります。

それから、再任用職員はおりません。

現給補償でございますけれども、現給補償対象者は121名でございます。この現給補償といたしますのは、先ほどご説明しましたように、平成18年度の給与改定によりまして大幅な引き下げの給料になりました。その給料が引き下げられた部分が今までもらっていた分よりも下がる場合は、下がる前の給料を補償しますというのが現給補償制度でございます。その方が現在121名おります。この現給補償制度は今回の人事院勧告につきましても引き続き行われる。ただし、現給補償額を0.24%引き下げるという形になります。

特定幹部職員でございますけれども、5級、6級の職員で主幹以上ということになりますが、46名が特定幹部職員でございます。

現給補償制度といたしますのは平成18年度の給与改定から始まった制度でございます。先ほど言いましたように例えば30万円もらっていた給料が平成18年度の給料改正で28万円になりました。2万円の差がございますけれども、その2万円を下げないで30万円の支給をするというのが現給補償制度でございます。先ほど言いましたように121名いるという内容でございます。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 今回は市長を含め職員の給与改定でして、これは重要な案件ではないかと思えます。議会の直前にこれだけの資料を出されて説明を簡単にされて、質問といっても、なかなか私たちは、同僚議員も多分なかなかまとまらないんじゃないかと思えます。そのようなことから、1日でも2日でも結構ですから、臨時議会であつても前にこういった議案については配付されることを強く要望いたします。

それともう一つ、具体的な説明なんです、この給料表ですね、これまでは1級から9級までであった給料表、これが今回の人事院の勧告によりまして1級から7級までと改正されたと解釈してよろしいのでしょうか。

それと、これまでも新採用職員は高卒と大卒では違いますが、1級の1号級から始まっているわけではないんですが、今回は高卒の場合は1級の何号から始めるのか。また、大卒の場合は何号から始めるのか。それと、わたり制の問題もあると思うんですが、これはどのように実際に行っているのか。その辺についておわかりでしたらご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 新採用職員の格付、それからわたり等については、また後日ご説明申し上げたいと思えますが、最初の給料表の取り扱いでございますけれども、人事院勧告はあくまでも国家公務員に対する人事院勧告でございますので、給料表の取扱いは異なっております。

ただ、那須烏山市における給料表は今回1級から7級というものをお示ししておりますが、これは従来と変わりございません。1級から7級までしか今まで使っておりません。

○議長（水上正治君） 質疑どうですか。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 私が持っているのは古い条例なのかな。一番最初にもらった条例なのかな。ここでは9級までなっているものですから、これが今まで使われている給料表かなと思って、今質問したわけであります。

それと、この給料表というのは国家公務員にならって県職員、また地方の自治体の職員も全部同じ給料表を使っているものと思っていましたが、その辺のところは違うと解釈してよろしいんですか。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） この給料表につきましては、私ども人事院勧告に準拠する給料表を使っておりますので、人事院勧告の給料表と同じ給料表を私どものほうでは使っております。ただ、県内、全国的に見ましても、独自の給料表をつくっているところもございますので、全国統一的にこの給料表ということはございません。自治体によって取り扱いは異なっているという状況でございます。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） あとは総務課長のほうから直接個人的に説明を受けることにします。

○議長（水上正治君） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） ただいま提案されておりますのは、那須烏山市の職員給与条例、那須烏山市長給与及び旅費条例、さらに那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、那須烏山市教育長給与等条例、那須烏山市技能労務職員給与条例並びに那須烏山市職員給与条例の一部を改正する条例、以上6本の条例改正を、本当にどんと出してきたということで、まず、きょうの臨時議会に対して、これほど市の市政に重要な問題について、

これほど多くの条例改正を1本で出して、しかも、ろくな資料も出さなかったということについて極めてずさんだということを申し上げたいと思います。

さらに、私は公務員の期末、勤勉手当をカットするということにつきましては、行政のトップである市長並びに三役、そして議員の責任者としての期末勤勉手当をカットすることについては反対するものではありません。しかしながら、一般職員の給与の削減並びに新築住宅にかかる住居手当の廃止、そして期末、勤勉手当のカットということが、人事院の一方的な勧告に基づいてやられているということについて反対をするものであります。

今回も突然の新たな勧告を人事院が出してきたわけでありますけれども、こういうやり方はルール破りであり、全く道理がありません。4月時点でも9割近い企業が一時金を定めていない状況の中で、臨時調査は通常調査の5分の1に限定され、サンプル調査も少なく、人事院でさえ不確定要素があると認めざるを得ない状況の中で、民間実態を正確に反映されていない中で、極めてずさんなやり方で、異例とも言える夏の人事院勧告の期末、勤勉手当のカットを行ったばかりであります。政府与党の圧力が強く反映されて、中立性、公平性が強く求められる人事院の第三者機関の立場を投げ捨てたものであると考えます。

しかるに、そういう状況の中で、前の政府与党の中で8月21日にさらに12月期の期末、勤勉手当のカットと、さらには一般職員給与の若年層を除く給料月額を引き下げ、これも0.2%カット、これも4月にさかのぼってカットするということも決められ、さらには住居に対する住居手当の廃止ということまで決められてしまったわけであります。

今、深刻な景気悪化のもとで、外需頼みから内需主動への経済の切り替えが真剣に求められている中で、このような公務員の減額は消費拡大に逆行するものであります。消費拡大といって前の政府は定額給付金をばらまきましたが、その数倍も所得が減らされている公務員の財布のひもはかたくなるばかりで、経済効果どころか政策的に全くつじつまが合いません。

人事院の影響を受ける公務員のみならず、一時金交渉をこれから進めようという民間企業の労働者の給与や非正規労働者の労働条件の悪化につながりかねないだけでなく、全国最低賃金の決定に直結するだけに、人事院による職員の期末勤勉手当の減額は認められません。

期末勤勉手当のボーナス商戦を期待している市内の中小商工業者の営業と暮らしを守る立場からも、このカットには反対をするものであります。

以上の観点から、本案については職員部分については良識を持って否決すべきであるということをお訴えまして、反対討論といたします。

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

これをもちまして、この臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） 閉会のごあいさつを申し上げます。

本日、臨時会の議案は2件上程をさせていただきました。いずれも原案のとおり可決いただきましたことは、まことにありがたく、厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日増しに寒さも増してまいりました。健康には十分に留意をされまして、市の市政発展のため、住民福祉の向上のために、なお一層ご指導、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、来週12月1日からは定例会が開催されます。何かとご多用、ご多忙のところであるとは存じますが、ご出席を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（水上正治君） 以上で、平成21年第8回那須烏山市議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〔午前10時50分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成22年3月2日

議 長 水 上 正 治

署 名 議 員 小 森 幸 雄

署 名 議 員 平 塚 英 教